

教 育 計 画

訪販化粧品工業協会

(1) 教育内容

教材は下記を使用します。

化粧品訪問販売員教材「信頼される訪問販売員」

(2) 教育項目と教育時間

訪粧協カリキュラムに従って実施いたします。

(3) 教育方法

集合教育、通信教育、定時教育のいずれか、又はそれらの併用になります。教育主体者となる訪粧協会員企業が具体的教育法を定め、教育方法企画書を訪粧協へ提出することになっています。

(4) 評価方法

化粧品訪問販売員教育評価の問題集 31 問により、教育評価を測定します。

(5) 化粧品訪問販売員教育評価の合否基準

化粧品訪問販売員教育評価の合否基準によって採点し、特定商取引に関する法律における販売員遵守義務である①「氏名等の明示」、②「勧誘を受ける意思の確認・再勧誘の禁止」、③「書面交付義務」、④「禁止行為」、⑤「クーリング・オフ」、⑥「著しい過量契約の解除」に関する問題は 100/100 の正解率とし、さらに、その他の問題は各項目において 70/100 の正解率をもって合格とします。

(6) 教育主体者

訪粧協会員企業が教育主体者となります。また、「販売員登録証」の発行者も教育主体者である当会会員企業となります。

(7) 登録に関する事項

「販売員登録証」発行者 訪粧協会員企業

販売員登録証（モデルケース）

（表面）

販売員登録証	
氏名	
登録番号	
所属企業	代理店名も可
交付年月日	
登録発行者	〇〇〇〇株式会社 [®]
訪販化粧品工業協会会員	

写真

（裏面）

表記の販売員は、当会の制定した教育カリキュラムを受けた者である。

訪販化粧品工業協会

注意事項

1. この証は、いつも携帯し、相手方に提示しましょう。
2. 履修した教育の趣旨を守って誠実に行動しましょう。
3. この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないで下さい。
4. この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。
5. この証は、退職・転職等によって、資格を失ったときは直ちに発行者に返して下さい。

- * 「販売員登録証」のサイズは名刺大（5.3 cm×8.5 cm）以上として下さい。
- * 登録証のデザインは各会員企業が自由に作成していただいて構いませんが、当該「販売員登録証」のモデルを必ず訪粧協まで提出してください。